

かすみがうら市議会文教厚生委員会会議録

令和4年12月21日 午前10時57分 開 議

出席委員

委員長 櫻井 繁 行
副委員長 設楽 健 夫
委員 川村 成 二
委員 小倉 博

欠席委員

委員 中根 光 男

委員外議員

なし

出席説明者

教 育 長 井坂 庄 衛
保健福祉部長 幕内 浩 之
教 育 部 長 坂本 重 男
子ども家庭課長 斎藤 隆 男
学校教育課長 仲澤 勤
生涯学習課長 齊藤 健

出席書記名

議会事務局 柏崎 博 子

議 事 日 程

令和4年12月21日（水曜日）午前10時57分 開 議

1. 開 会

2. 事 件

- (1) 中学校及び義務教育学校屋内運動場空調機整備について
- (2) 第1次かすみがうら市文化財保存活用地域計画（案）について
- (3) 第2期かすみがうら市子ども・子育て支援事業計画中間見直しについて
- (4) かすみがうら市歴史博物館協議会委員の推薦について
- (5) その他

3. 閉 会

開 議 午前10時57分

○櫻井繁行委員長

皆さん、改めましてこんにちは。

委員の皆様方には、お忙しい中、お集まりをいただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまの出席委員は4名で、会議の定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

それでは、ただいまから文教厚生委員会を開きます。

本日、教育長にご出席をいただいておりますので、ご挨拶をいただきたいと思います。

○教育長（井坂庄衛君）

皆さん、こんにちは。

本日は、年末の大変お忙しい中、文教厚生委員会を開催していただき、誠にありがとうございます。

市内の小中学校の状況ですが、残り2日で2学期も終了し、冬休みに入るわけですが、このところ、新型コロナウイルス感染状況が増加傾向にありまして、現在、中学校1校、そして小学校1校で学年閉鎖並びに学級閉鎖という状況になっております。冬休み中、感染が落ち着き、3学期は平常な状況でスタートできればと考えております。

さて、本日は、中学校及び義務教育学校屋内運動場空調機整備について、第1次かすみがうら市文化財保存活用地域計画（案）について、第2期かすみがうら市子ども・子育て支援事業計画中間見直しについて、そして、かすみがうら市歴史博物館協議会委員の推薦について、以上、4件についてご審議いただくことをお願いしております。

委員の皆様には、今後の本市行政遂行へのご助言も含めまして、ご意見をいただければと考えておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

以上でございます。

○櫻井繁行委員長

ありがとうございました。

次に、書記を指名します。

議会事務局、柏崎係長を指名いたします。

本日の日程は、会議次第のとおりであります。

ここで、委員並びに執行部の皆様に申し上げます。

当委員会におきましては、時間短縮を図り委員会を進めてまいりたいと思いますので、説明、質問に際しましては、要点を整理し、発言していただくよう、ご協力をお願いいたします。

それでは早速、本日の日程事項に入ります。

初めに、（１）中学校及び義務教育学校屋内運動場空調機整備についてを議題といたします。

説明を求めます。

なお、説明は簡潔にお願いいたします。

○教育部長（坂本重男君）

中学校及び義務教育学校屋内運動場空調機整備につきましては、これまでの下稲吉中学校屋内運動場等整備に関する説明の際、空調機の整備を進めるべきとのご意見をいただいております。また、国等の状況を踏まえた中で、庁内の関係部局と協議を進めてまいりましたので、その状況を説明させていただくものでございます。

内容につきましては、学校教育課、仲澤課長から説明をさせていただきます。よろしくお願いたします。

○櫻井繁行委員長

それでは、説明を求めます。

○学校教育課長（仲澤 勤君）

それでは、（１）の市内中学校及び義務教育学校の屋内運動場空調機の整備について、説明をさせていただきます。

こちらにつきましては、本年5月24日並びに6月13日に開催されました文教厚生委員会におきまして、本市内の学校へ整備計画が整った段階で進める旨ご報告をさせていただいた、学校施設の屋内運動場空調機整備につきまして、本年6月に、国並びに県から防災・減災、国土強靱化のための5か年加速対策の取り組みといたしまして、学校体育館の空調設備の導入促進や県内の学校体育館への整備率向上促進の通知がございました。

これに伴いまして、庁内関係部局と協議・調整を踏まえた結果、本市においても、屋内運動場へ空調設備を導入することと至ったものでございます。

1の整備計画につきましては、当面、部活動などで使用頻度の高い中学校並びに義務教育学校の後期課程を優先しまして、整備を進めるものといたします。

小学校につきましては、近隣自治体の動向や中学校等での利用状況を勘案いたしまして、その以降、検討してまいります。

整備の内容は、現在、下稲吉中学校が進めています、体育館の新築工事。この中で配管等は計画済みでございますので、空調機のみを追加するものでございます。施設の面積が2,365平方メートルで、概算工事費が約2500万円となるものでございます。霞ヶ浦中学校につきましては、施設の面積が1,545平方メートルに対しまして、断熱材や配管工事を併せて行います。こちらで工事費が5500万円、千代田義務教育学校は、施設面積が2,115平方メートル、こちらも同じように断熱材、配管工事を併せて行いまして、工事費が6500万円と試算しているものでございます。

続きまして、2の財源につきましては、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速対策といたしまして、国から有利な助成が受けられ、霞ヶ浦中学校及び千代田義務教育学校につきましては、学校施設環境改善交付金、こちらの国庫補助金の対象となります。対象工事の3分の1が補助を受けられ、さらに、補助を除いた3分の2のうち、地方債の充当率が100%、合わせてその2分の1が交付税で算定されるというものでございます。

また、下稲吉中学校につきましては、工事着工後であることから当該の交付金の対象外となりますが、緊急防災・減災事業債に該当いたしまして、対象工事費の地方債充当分が100%、そのうち70%が交付税

算入されるといったことで、かなり有利な補助を受けられる内容となっております。

次に、3ページでございます。

3の整備スケジュールにつきましては、下稲吉中学校は、現在進めています屋内運動場の整備期間内の令和5年12月末に完了を目指すものでございます。また、霞ヶ浦中学校及び千代田義務教育学校につきましては、令和5年度に実施設計を行いまして、令和6年度の工事により令和7年3月の完成を目指す方針としておりますが、当該、5か年の加速対策の期間が令和7年までであるということもございまして、状況によりましては、その工事のほうを2年間に分けて、令和6年度、令和7年度という形になることも想定されますので、併せて報告いたします。

説明は以上でございます。

○櫻井繁行委員長

以上で、説明が終わりました。

ただいまの件につきまして、ご質問等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

ご質問等は、ございませんか。

○川村成二委員

概算工事費が書かれていますけれども、この金額そのものが、下の2番の財源についてという棒グラフの全体の金額と同じと考えてよろしいんですか。

○学校教育課長（仲澤 勤君）

ただいま説明しました概算工事費につきましては、補助該当となるということでございます。

○川村成二委員

そうした場合に、下稲吉中学校の断熱工事、配管工事は既に組み込まれているということなんですが、それは補助対象にはなっているのでしょうか。

○櫻井繁行委員長

暫時休憩いたします。 [午前11時06分]

○櫻井繁行委員長

会議を再開いたします。 [午前11時09分]

答弁を求めます。

○学校教育課長（仲澤 勤君）

下稲吉中学校の状況ですが、現在の新築工事の中で配管工事というのは工事費の中に入っているということで、そちらで補助を受けているという形になります。

断熱工事に関しましては、霞ヶ浦中と千代田義務教育学校に関しては鉄骨造ということで、断熱材を入れるような構造、下稲吉中学校は鉄筋コンクリート造ということで、断熱材を入れずとも同等の機能を有するというので、工事費には算入してございません。

○川村成二委員

最初の説明のときに、下稲吉中学校の体育施設は配管が既に設計されているという話をされておりましたが、ということは、空調施設が後々つけられるような機能を持たせて工事設計されているということからすると、その空調施設に関連する工事は補助対象にならないような気がするんですが、その辺は体育館施設そのものとしての補助対象工事になっているのでしょうか。

○学校教育課長（仲澤 勤君）

その補助対象工事の項目には入っているわけなんですけど、補助上限がありますので、実際にその下稲吉中につきましては、既存の体育館を残すということで、該当面積がかなり小さくなったということで、

補助対象ではあるけれども、実際の金額というのは上積みにはなっていないようなイメージになるかと思えます。

○川村成二委員

そういうことからすると、下稲吉中学校の施設を考えたときに、霞ヶ浦中学校や千代田義務教育学校の工事負担割合と同等に見たときに、先ほど、上限があるといった下稲吉中学校の工事で、上限があるとなれば、下稲吉中学校の工事の一般財源の持ち出しが霞ヶ浦中学校とか千代田義務教育学校等に比べて、増えてくるのではないのかなど。そちらを超えたときにね。そういうその説明を、今の説明を聞くと、そういうふうな疑問も出てくるんですよ。これで比較対象になるのかなという気がちょっとしたので、その辺もう一度説明いただけますか。

○学校教育課長（仲澤 勤君）

暫時休憩をお願いいたします。

○櫻井繁行委員長

暫時休憩いたします。 [午前11時12分]

○櫻井繁行委員長

会議を再開いたします。 [午前11時16分]

答弁を求めます。

○学校教育課長（仲澤 勤君）

下稲吉中学校の空調整備でございますが、2500万円のうち3割程度、市費負担ということで、今回整備ができるということでございます。

○櫻井繁行委員長

ほかにご質問等は、ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

それでは、ご質問等もないようですので、本件を終結いたします。

ここで、説明員の交代をお願いいたします。

暫時休憩いたします。 [午前11時17分]

○櫻井繁行委員長

会議を再開いたします。 [午前11時17分]

次に、（２）第1次かすみがうら市文化財保存活用地域計画（案）についてを議題といたします。

説明を求めます。

なお、説明は簡潔をお願いいたします。

○教育部長（坂本重男君）

第1次かすみがうら市文化財保存活用地域計画（案）につきましては、令和3年度から文化財保存活用地域計画協議会を設置し、作成に取り組んでおりまして、1月に予定しております意見公募手続きに向けて計画（案）を作成しましたので、ご報告をさせていただくものでございます。

内容につきましては、生涯学習課、齊藤課長から説明をさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○櫻井繁行委員長

それでは、説明を求めます。

○生涯学習課長（齊藤 健君）

第1次かすみがうら市文化財保存活用地域計画（案）についてご説明いたします。

資料は、134ページの資料と6ページの概要版がございますが、こちらの概要版のほうで説明をしたいと思いますので、概要版のほうの準備をお願いいたします。

この計画は、かすみがうら市文化財保存活用地域計画作成協議会において協議し、また、文化庁の協議を受けて、今回ご説明を申し上げます。よろしくをお願いいたします。

まず、概要資料の1ページをお願いいたします。

1、計画策定の目的でございます。

この計画の必要性が記載されております。

これまでの文化財保護行政を取り巻く環境は、主に文化財の保存が中心であり、その活用は十分とは言えませんでした。また、その保護対象も法律や条例に基づき指定、登録等の対象となっている文化財が中心であり、未指定文化財に対する取り組みは十分とは言えない状況でした。

このような中、平成30年の文化財保護法の改正により、文化財の総合的な保存、活用を目的とした、文化財保存活用地域計画が法律に位置づけられました。地域計画は、文化財の保存、活用に対する方向性を示すマスタープランであるとともに、具体的な実施計画を記載するアクションプランでもあります。

さらに、地域計画は文化庁の認定を受けることで、記載された取り組みに対し、これまで以上に国からの補助を受けることが可能となります。

本市においては、霞ヶ浦の風物詩である霞ヶ浦の帆引き網漁の技術や、茨城県指定文化財の風返稲荷山古墳、幕末志士に関する歴史文化など、魅力的かつ多様な文化財がありますが、それらはその管理や改修の必要性など、多様な課題に直面しております。

このような課題を解決するため、地域計画の作成により、これまで個別の文化財に対して行ってきた施策を長期的なビジョンの下、推進するとともに、庁内関係各部署との施策や連携、地域の市民や団体との協働によって取り組むことを目的に、地域計画を作成するに至りました。

このような計画がなければ、文化庁の補助金を受けることは難しくなり、多数の市町村で、このような計画が必要となります。近隣では、令和3年度は土浦市、本年度はかすみがうら市と石岡市が認定に向けて準備を進めております。

続きまして、2、計画の期間ですが、本計画の計画期間は、令和5年度から令和8年度の4年間とし、これを前期計画と位置づけます。前期計画の3年経過後に全体的な事業評価と見直しを行い、第2次地域計画を作成します。なお、後期計画の計画期間は総合計画と整合を取り、令和9年度から令和14年度の6年間とすることと想定しました。

3ページをお願いいたします。

4、基本理念でございます。

悠久の時を経て湖と山に育まれた文化を未来へつなぐを基本理念に掲げ、文化財の保存、活用の取り組みを進めます。

次に、5、基本方針でございます。

本市において、文化財など地域資源を活かしたまちづくりや地方創生を着実に実行していくため、基本理念に基づき、次の3つの基本方針を設定いたします。

(1) 地域資源の価値を理解し再発見する。

これは、テーマを定め、項目ごとに各種専門家と連携し、継続的な調査、研究を進めてまいります。

(2) 地域資源の価値を守り未来へ継承する。

市内に所在する各種地域資源の調査、研究を進め、適正な保存措置や管理を検討し、実施してまいります。

ます。

(3) 地域資源の価値を今に活かす。

今後は、地域資源等のさらなるブランド化、他地域との差別化を図り、観光客そして交流人口や関係人口の増加に努めてまいります。

続きまして、4ページをお願いいたします。

先ほどの基本計画に係る実施方針と具体的な取り組みを掲げています。

各種項目は、調査、保存、防災、活用、整備の5つに分かれております。

次に、5ページをお願いいたします。

7、計画を効率的に進めるための枠組みでございます。

(1) かすみがうら市の歴史文化の特徴。

本計画では、かすみがうら市の歴史文化を4つの特徴的なテーマとしてひもづけることで、これまで個別に保存、活用が図られてきた歴史文化を、総合的かつ一体的に扱うものとします。

これにより新たな価値の創造を図り、まちづくりや観光振興など、多方面への波及効果を図るものです。

表のように、Ⅰ水辺と港、Ⅱ山と大地、Ⅲ権力者との関わり、Ⅳ景観と文化に分けております。概要は表のとおりでございます。

続きまして、6ページをお願いいたします。

(2) 関連文化財群と保存活用区域でございます。

本計画では、多様な歴史文化の関連性に基づき、一体的、総合的な保存と活用を図ることで、歴史文化への理解を高めるとともに、その魅力の向上を図ることを目指します。具体的には、ストーリーとしての関連性の高いものを、関連文化財群として設定するとともに、空間的な一体性の高いものを、文化財保存活用区域として設定いたします。

関連文化財群の設定を通じて、市の歴史文化の特徴を分かりやすく伝えるとともに、具体的な取り組みを、より効率的に実施することを目指します。また、保存活用区域を設定し、保存、活用を図ることで、魅力的な空間の創出につなげることを目指します。

最後に、スケジュールでございます。

本日の市議会文教厚生委員会後、明日、庁議に諮り、令和5年1月19日から令和5年2月2日まで意見公募を行います。その後は書いてあるとおり、3月に市の文化財保護審議会の答申を受け、4月に国に認定申請し、7月頃に認定を受ける予定でございます。

説明は以上でございます。

○櫻井繁行委員長

以上で、説明が終わりました。

ただいまの件につきまして、ご質問等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

ご質問等は、ございませんか。

○川村成二委員

概要資料の4ページの施策体系の下の実施方針、具体的な取り組みですが、まず最初に、調査というのがありますよね。この調査は今からやるんですか。

○生涯学習課長(齊藤 健君)

はい、今からでございます。

○川村成二委員

活用地域計画を策定するのに、現状分析、現状の課題把握等をやるべきではないですか。それをやった上で、こうあるべきだ、こうすべきだということを計画に盛り込むのが普通だと思うのですが、いかがお考えですか。

○櫻井繁行委員長

暫時休憩いたします。 [午前11時27分]

○櫻井繁行委員長

会議を再開いたします。 [午前11時28分]

答弁を求めます。

○教育部長（坂本重男君）

こちらで記載してあります調査につきましては、本編の92ページに、これまで文化財の調査の進捗状況というようなことで整理をさせていただいており、文化財も広範にわたっておりまして、これまで調査し切れたものもありますが、いまだ十分に把握し切れていない対象もございますので、そういったことで、これまで調査を実施していなかったものに対して、なるべく今後調査を進めたいというような考えでございます。

○川村成二委員

それは分かるんですよ。というのは、文化財をちゃんと管理しましょうではなくて、私がなぜこういう質問をしたかというのは、市民から既存の文化財はあるのは分かるんだけども、その環境整備が行き届いていない、草刈りができていない、道路が要は整備されていない。そういう問題を指摘されているんですよ。ということは、そういう問題を把握して環境整備を取り入れるということが今回の計画書には一切触れられていないんですよ。ということは、現状の問題というのは何なんだろうということですよ。把握し切れていない文化財があるから把握しましょう、それは当たり前のことですよ。既存の文化財を活用するという目的での整備をどうやっていくかということも必要だと思うんですけども、そういう目線での現状分析が必要ではなかったのかなという気がするんです。

ですので、私の要望としては、帆引き網とかそういう動くもの、いわゆる目の前に見えるものは、それはいろんな形で手が加えられますけれども、既存の古墳とか、いろいろな文化財がいろんな地区に散らばっていますよね。それをもうちょっと分かりやすく、誰もが行ける、市外の方でも見に行ける、そういった、その分かりやすい観光マップなり、土地の整備なりをやっぱりやっていくべきだと思うんですけども、そういったことを今回の計画では、どのような対応をするのかお伺いします。

○櫻井繁行委員長

暫時休憩いたします。 [午前11時31分]

○櫻井繁行委員長

会議を再開いたします。 [午前11時34分]

答弁を求めます。

○教育部長（坂本重男君）

これまで文化財の保存については、具体的な整備の計画等がございまして、今回、国の方針に基づきまして、地域の計画というようなことで、整備をさせていただいている状況です。

ご質問であります、これまでの資源の保存や活用というようなことにつきましては、本編の95ページで地域資源の保存と活用に関する現状と課題というようなことで、これまで全ての地域資源を把握してきたということではありませぬので、今後、そういった地域に残っている文化財等の資源の保管、さらには活用などについて、適切に実施していきたいというような整理をしているところであります。

また、この計画の4年間の中で整備する方針につきましては、本編の第5章、更新と措置というよう
なところで具体的な方策につきましては整理をいたしまして、今後、文化財の保存、活用、そういった
ものに努めていきたいというように考えております。よろしく願いいたします。

○設楽健夫副委員長

これは95ページの指定文化財に関する現状と課題という、一番最初の文章がありますよね。これね、
今までも重要文化財というのは指定されているんじゃないですか。指定されていないんですか。

○生涯学習課長（齊藤 健君）

椎名家住宅のほうは重要文化財になっております。

○設楽健夫副委員長

今、先ほどは、川村委員からもありましたけれども、やはり例えば、崎浜の古墳にしてもそうだし、
あるいは志筑のほうでもそうだし、あるいは雪入のほうもそうだし、ここを何とかしなくちゃいけない
ということは、もう私が議員になってからもずっと続いているんです。それはもう指定重要文化財とし
て、あるいは重要文化指定対象、あるいは地域として、指定されていないんですか。崎浜の古墳だとか
そういうことを含めて。あれはどういうふうな位置づけになるんですか。

○生涯学習課長（齊藤 健君）

市の指定文化財でございます。

○設楽健夫副委員長

市の指定文化財として、その中にもランクがあるんでしょう、重要指定文化財含めて。それはないん
ですか。

○生涯学習課長（齊藤 健君）

市の指定文化財については、ランクづけはございません。

○設楽健夫副委員長

市の指定文化財としてはランクづけがない。

もう喫緊の課題として、例えば、志筑にしろ、雪入にしろ、整備しなくてはいけない箇所、あるいは
崎浜にしろね、ありますよね。そういうものを整備していくために、様々な条件を整備していこうとし
ているんだったら分かるんだけど、これから指定して調査してとか、そういう手順ではないでしょ
う。

○教育部長（坂本重男君）

これまで文化財に指定しているものについては、市内で国、県、市とそれぞれ指定をされております。
それで、その所有者が行政または個人、そういった部分がありまして、行政でやっている部分について
は行政が整備をするなり、個人の保管のものは個人の方にご協力をいただきながら、保管に努めていた
だいているというようなことです。

これまで指定されていないような文化財も地域には存在するというようなことで、そういったものにつ
いては、なるべく調査などを進めてまいりたいというようなことで、対応するというような内容とな
っております。

○設楽健夫副委員長

この文化財の指定で、今、ありましたけれども、今回のこの計画の中で、文化財として存在するんだ
けれども、それが認定されていない、あるいは、文化財としての指定区分が不明確になってきている、
そういうものまで広げていくというのは、それは分かりますよ。それが1つある。

もう1つ、この目的がこの活用に関する現状と課題というところにありますけれども、今ある、ある

いは長年の間、放置されてきた、そういう文化財に対する具体的な計画を策定していく。そして、その他のまだ不確定要素についても調査をしていきますよというんだったら話は分かるんだけど、最終的に、では、この結論として、先ほどちょっと言いかけたような気がしますけれども、何ページに、その具体的な実施計画といいますか、これの目的ね、それが書いてあるところというのは、何ページなんですか。

○生涯学習課長（齊藤 健君）

99ページから100ページに書かれています。

○設楽健夫副委員長

99ページ、100ページのこの重点措置というA、B、Cというふうに、これが、この今後の基本的な風返と伊東甲子太郎と帆引き船の技術を中心とした調査、これはもうやられていますよね。これを進めていくために、重点的に進めていくということを含めて、この調査報告が行われていくのか。また、先ほどもありましたけれども、それ以外でまだ放置されたところが何点かあるんですよ。そういうものをもう1回、やはりきちんと把握して、この3点だけじゃないというふうに私は思いますけれども、いかがですか。

○教育部長（坂本重男君）

ご指摘のように、ここに記載している3点以外につきましても、いろいろ対応はするべきものがあるかと思いますが、今回のこの第1期の重点措置項目として、この99ページの部分については、調査に対する重点措置というようなことで3点が挙げております。

あと、106ページからは、それに対して、整備に対する方針を記載しておりまして、107ページで整備に対する重点措置として、こちらでは歴史博物館の改修や歴史博物館の公開承認施設化、拠点施設の充実というようなことで整備方針を記載しております。

ご指摘のように、これ以外の文化財等もございますので、そちらについては、今後、把握をしながら、次期計画へ向けて、できるものは検討していきたいというように考えております。

○設楽健夫副委員長

これね、千代田地区の志筑小学校、博物館としての整備という話もいろんなところで聞くんです、瀧ヶ崎先生とかね、いろんな人の話を聞くと。

ここにいく、107ページにあるのは、歴史博物館の改善がトップにいつていますね。先ほどのところでは3つありましたね。そういうものの整備を進めていくそのための交付金申請のための資料づくりなんですか。

○生涯学習課長（齊藤 健君）

はい、そういう目的もございます。

○設楽健夫副委員長

とするならば、この交付金申請をしていく上で、もう少し、ここは今、3点、あと107ページにもA、B、Cありますけれども、この辺については、十分に地域の文化財活動をやっている人とか、あるいは地域の歴史的な、今までの文化財の様々な資料などありますけれども、そういう人たちの意向もきちんとやはり把握しながら、頑張っている人は頑張っていますから。そういうふうにぜひ進めていっていただきたい。それで、交付金申請の材料にするならするで、それはそれなりに意味がありますから。

○教育部長（坂本重男君）

ご指摘のように、この計画の作成に当たりましては、先ほども触れましたが、協議会を設置しまして作成を進めさせていただいております。それでその中には、博物館の協議会会長や文化財保護審議会の

会長、民俗資料調査委員長、さらには、志筑資源保全の会の会長など、地域のそういった活動をされている方もメンバーに入っていて、整理をしているような状況でございます。

今後の体制につきましても、策定後もこの協議会を推進していくために、また、そういった形でご協力をいただきながら、対応をしてまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○設楽健夫副委員長

財政的にもそんなに余裕がある市ではありませんから、長期的な計画を含めて、こういうふうに進めていきますと。その会議に参加してきている人たちも、長年にわたって活動してきている人が多いですから、そういう人たちとよく話をしながら、長期展望なら長期展望でも私は構わないと思うんですよ。でも、こことここというだけではなくて、長期的なことも含めてやっぱり進めていっていただきたいというのは要望です。

○教育部長（坂本重男君）

ご指摘のように、地域をよく理解している皆さんのご協力をいただきながら、今後、文化財の保存に対して推進していきたいというように考えておりますので、ご理解のほど、お願いいたします。

○櫻井繁行委員長

ほかにご質問等は、ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

それでは、ご質問等もないようですので、本件を終結いたします。

ここで、部署の交代をお願いいたします。

暫時休憩いたします。 [午前11時47分]

○櫻井繁行委員長

会議を再開いたします。 [午前11時48分]

次に、（3）第2期かすみがうら市子ども・子育て支援事業計画中間見直しについてを議題といたします。

説明を求めます。

なお、説明は簡潔をお願いいたします。

○保健福祉部長（幕内浩之君）

現在進めております、第2期かすみがうら市子ども・子育て支援事業計画の中間見直しの内容につきまして、子ども家庭課、斎藤課長から説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○櫻井繁行委員長

それでは、説明を求めます。

○子ども家庭課長（斎藤隆男君）

それでは、第2期子ども・子育て支援事業計画中間見直しについて説明させていただきます。

お手元のタブレットに資料を掲載しておりますので、ご覧ください。

まず、計画概要です。

子ども子育て支援事業計画は、「質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供」とともに、「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」、「地域の子ども・子育て支援の充実」を目的とし、国及び県の基本方針に基づき、市町村が定める計画です。

本市では現在、第2期かすみがうら市子ども・子育て支援事業計画に基づき、多面的な子育て支援に取り組んでいるところでございます。

続いての第2期かすみがうら市子ども・子育て支援事業計画についてですが、計画期間は令和2年度から令和6年度までの5年間としております。

主な計画内容は、(1)教育・保育施設の量の見込み及び確保の方策、(2)地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の方策となります。

続いての中間見直し、今回、中間見直しを行ってございまして、計画期間における計画の進捗状況を把握しまして、計画における量の見込みと実情に差異がある場合などは、必要に応じて見直しを図ることとされています。本市の人口や保育ニーズの動向において変化が見られ、策定時から現在に至るまでの教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の実績から児童数や教育・保育の利用数を鑑みまして、現状に即した適切な子ども・子育て支援体制の確保を図るため、中間見直しを行うものとします。見直しの対象年度は、令和5年度及び令和6年度となります。

続いて、中間見直しのスケジュール、経過と今後の予定でございまして。

これまでの見直しに当たり、8月と12月に有識者等で構成される、子ども・子育て会議を開催し、中間見直しについてご協議をいただいたところです。今後、パブリックコメントを実施し、再度子ども・子育て会議に諮りまして、承認を得て本年度末に中間見直しをした計画の公表と進めていきたいところでございまして。

続きまして、中間見直しの概要となります。

1番目の推計児童でございまして。

本市の児童数につきましては、従前の計画においても減少傾向を示してはございましたが、直近の市内の状況や令和2年度の国勢調査の結果から推計を行うと、下の表のとおりとなります。

特に直近では、新型コロナウイルス感染症による影響などもあり、児童数が大きく減少していることから、量の見込み、保育などの受入れ態勢の必要量の見込み等について見直しを行い、現在の施設を維持・活用することで適切なサービスの維持を図ることを基本としています。

現在、表示している表ですが、表の左側が現行の計画における児童・生徒数の推移となります。右側が本年10月時点の実績及び令和5年度、令和6年度の見込みについて修正を行うものとなります。

数字を抜粋しますと、令和4年度のゼロ歳から5歳の計、少しグレーになっているところですが、従前計画で令和4年度ですと1,502人としているところですが、右側の見直しの部分の10月1日現在の実績で1,293人と、計画時点からも減少していることが見て取れます。

このような人口動態を加味しながら、子ども・子育て支援事業計画に掲げる、各事業における量の見込みについて見直しを行います。

続いて、2、教育・保育施設の量の見込み及び確保の方策となります。

まず、教育・保育施設の量の見込みにつきましては、1号認定、2号認定、3号認定という分類をしておきまして、1号認定の児童についてはニーズが多いことから、量の見込みを増やす一方、2号認定の児童については減少を見込みます。

ちなみに、1号認定というものは、認定こども園における教育部門、いわゆる新制度の前の幼稚園に該当する部分となり、3歳から5歳が対象となります。2号認定とは、認定こども園における保育部門及び保育園の扱いとなりまして、3歳から5歳が2号、3号については、同じく保育の3歳未満というふうな部分となります。

現在、表示されている表ですが、現在の計画における1号から3号の児童数、量の見込み、確保の方策となります。令和5年度の1号ですと、量の見込みで121人としているところですが、次の資料、ページをめくります、中間見直しの表ですと、同じ令和5年度の量の見込みで183人としているところですが。

同じ表の令和2年度から実績を計算しておりますが、見込みの人数よりは多くの利用実態がございます。令和2年度から4年度の実績状況から見ても、計画より多くの人数の実態がありまして、差が生じていることが分かります。また同様に、2号、3号の利用実態も、計画よりは少ない人数の推移となりまして、差が生じておるような状況です。

このような実態と先ほどの人口推計などを踏まえまして、推計児童数、量の見込みについては、1号は増加、2号、3号は減少といった内容に見直しを行っております。

次に、3、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保の方策になります。

こちらは、13事業を計画としては掲げておりまして、13事業の中でも見直しが必要と考える8事業を今回の資料に掲げさせていただいております。全ての内容については、時間がかかりますので割愛させていただきますが、主な事業のみ紹介させていただきますと、今現在表示しております一時預かり事業（幼稚園型）になります。

資料、中段から上の2つありますが、そのうちの下のが当初計画、上の段が中間見直しのものとなります。当初計画では、3か所の施設で1号、2号合わせまして、年間で延べ1万1000人程度の預かりの利用を見込んでおりましたが、利用実績としましては、1号のみで3,000人台から5,000人台後半と差が生じております。こうしたことから、利用の実績を見ながら令和5年度、令和6年度の見込み数などについて見直しを行います。

同様にほかの7事業についても、利用実態から令和5年度、令和6年度の量の見込みを行うものとなります。新型コロナウイルス感染症などの影響もありまして、施設やサービスの利用を控えているなど要因もあろうかと思いますが、全般的に量の見込みを下方修正するような状況となっております。

このような内容で中間見直ししまして、先ほども申しあげましたスケジュール等で策定を進めたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

説明については、以上でございます。

○櫻井繁行委員長

以上で、説明が終わりました。

ただいまの件につきまして、ご質問等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

ご質問等は、ございませんか。

○川村成二委員

推計児童のところ、6歳から11歳の合計値が令和4年の推計人口に対して、令和4年10月1日現在の実績で104人増えていますが、これは、何が原因なんでしょうか。お伺ひします。

○櫻井繁行委員長

暫時休憩いたします。 [午前11時58分]

○櫻井繁行委員長

会議を再開いたします。 [午後0時03分]

答弁を求めます。

○子ども家庭課長（斎藤隆男君）

人口の推移でございますが、表の下にも書いてありますように、コーホート変化率法により算出しているもので、単純に段階的に変化するものではないということで、ご理解いただければと思ひます。よろしくお願ひします。

○川村成二委員

あと1点、数値の確認をしたいんですけども、3番の地域子ども・子育て支援事業計の量の見込み

及び確保の方策の下の方の0歳から18歳未満で、中間見直しの実績及び見込みに対して、令和5年度、令和6年度の量の見込みが桁で違うんですね。令和2年度、9人。令和3年度、ゼロ人。令和4年度、7人に対して、令和5年度、62名。これは、なぜこんなに大きな数字の差が出ているのか、お伺いします。

○櫻井繁行委員長

暫時休憩いたします。 [午後 0時04分]

○櫻井繁行委員長

会議を再開いたします。 [午後 0時04分]

答弁を求めます。

○子ども家庭課長（斎藤隆男君）

すみません、中間見直しのところで実績値として利用されたのが、こういう数字ということでございます。

令和5年度、令和6年度の桁、要するに、7人から62人に上がるところでございますが、実際にそのショートステイできる施設数の量、施設は確保できているというところで、最大限ここまでは量が確保できるということで数値化しているというようなものでございます。

○櫻井繁行委員長

暫時休憩いたします。 [午後 0時05分]

○櫻井繁行委員長

会議を再開いたします。 [午後 0時08分]

答弁を求めます。

○子ども家庭課長（斎藤隆男君）

その中間見直しに係る数字の推移につきましては、桁は変わるところですが、これまでの利用実績、量を踏まえて、減少はしております。ただ、実態に合わせて、また、実績が一桁になるということも考えられるものでございます。

○川村成二委員

あと、それに関しまして、ショートステイ先というのは何か所あるのでしょうか。

○子ども家庭課長（斎藤隆男君）

6か所になります。

○川村成二委員

そうしますと、当初の計画よりも1つ増えているということは、これは、行政サイドでお願いして、増やしたのでしょうか。

○子ども家庭課長（斎藤隆男君）

はい、お見込みのとおりです。

○櫻井繁行委員長

ほかにご質問等は、ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

それでは、ご質問等もないようですので、本件を終結いたします。

これで、執行部の方には、退席をお願いいたします。

暫時休憩いたします。 [午後 0時10分]

○櫻井繁行委員長

会議を再開いたします。 [午後 0時10分]

次に、(4) かすみがうら市歴史博物館協議会委員の推薦についてを議題といたします。

なお、任期につきましては、令和5年1月1日から令和6年12月31日までとなっております。

ここで、暫時休憩いたします。 [午後 0時10分]

○櫻井繁行委員長

会議を再開いたします。 [午後 0時11分]

それでは、かすみがうら市歴史博物館協議会委員1名の推選をお願いいたします。

ここで、どなたかご推挙いただけますでしょうか。

○小倉 博委員

引き続き、市の歴史のことですので、もっと深めていただきたいと思いますので、継続して、設楽副委員長を推選いたします。

○櫻井繁行委員長

ただいま、小倉委員から設楽副委員長を推選するとのご意見がございました。

お諮りいたします。

小倉委員からの指名のとおり、設楽副委員長を推選することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

ご異議なしと認めます。

それでは、かすみがうら市歴史博物館協議会委員に設楽副委員長を推選することで、議長に報告をいたします。

以上で、本日の日程事項は、すべて終了いたしました。そのほか、委員の皆様から何かございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

それでは、ないようですので、以上で、文教厚生委員会を散会いたします。

お疲れさまでした。

散 会 午後 0時12分

かすみがうら市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

文教厚生委員会委員長 櫻 井 繁 行